

京都市訓令甲第 26 号

市 会 事 務 局

選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監 査 事 務 局

京都市市会及び行政委員会の事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 21 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

別表事務局長の項第 6 号中「10,000,000 円」を「50,000,000 円」に改め、同項第 9 号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改める。

別表次長の項第 6 号及び庶務担当課の課長の項第 11 号中「理財局長」を「行財政局財政担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(総務局総務部文書課)